第

1818

号



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

5日 火曜日 (2001年)平成13年 6月

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ♠ 役員だけの慰安旅行費用

(公):当社は、今期、業績が良かったので、 決算が終った後に役員だけで1泊の慰安旅行 をする予定です。

ところで、この旅行費用については、どの ような取扱いになるのでしょうか。

**A**:役員に対する賞与となります。

## 【解説】

慰安旅行がおおむね全従業員を対象に企図 するもので、社会通念上一般に行われている 程度のものであれば、福利厚生費として取り 扱われますが、ご質問の場合は、はなから役 員だけを対象とする慰安旅行ですから、これ には該当しません。

一方、その慰安旅行が業務の遂行上必要な ものと認められる場合には、交際費として取 り扱われることになります。役員が業務の遂 行上の必要から得意先等に同伴して旅行する ような場合は交際費に該当しますが、ご質問 のような役員の慰安を目的とする旅行の場合 は、業務遂行上必要とは認め難く、交際費に も該当しないことになります。

そこでこのような費用は、役員に対して経 済的利益を与えたことになり、役員に対する 給与として取り扱われることになります。

役員給与となりますと、賞与として損金不 算入になるほか、所得税の源泉徴収も必要に なりますので、注意してください。







